

御野場病院デイサービスセンター運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第 1条 医療法人正観会が開設する御野場病院デイサービスセンター（以下「事業所」）が行う指定通所介護事業及び第一号通所事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態、要支援状態または事業対象者である高齢者等（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定通所介護及び第一号通所事業を提供することを目的とする。

(指定通所介護運営の方針)

第 2条 事業所の従業者は、利用者が要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(第一号通所事業の方針)

第 3条 事業所が実施する事業は、要支援状態または事業対象者（以下「要支援状態等」という）になった利用者が可能な限りその居宅において、その利用する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、第一号通所事業計画に基づき必要な日常生活上の支援等を行い、要支援状態等の維持もしくは改善ができて要介護状態になることを予防することを支援します。

2 事業の実施に当たっては、第一号通所事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状態等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画の作成後、個別計画の実施状態の把握(モニタリング)をし、モニタリング結果を第一号通所事業者へ報告することとする。

3 事業の実務に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、秋田市や他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域との連携に努め明るくなごやかな雰囲気の中で丁寧なサービスの提供を心がけるとともに、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

4 事業の実施に当たっては、秋田市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 4条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 御野場病院デイサービスセンター
- 二 所在地 秋田市御野場四丁目3番4号

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

一 管理者 1人(生活相談員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護及び第一号通所事業の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

二 生活相談員 3人(うち2名は兼務)

生活相談員は利用者の生活の向上を図るため、適切な相談、援助等を行う。

三 従業者

① 看護職員3名以上

② 介護職員14名以上

③ 機能訓練指導員4名以上

従業者は、指定通所介護サービス及び第一号通所事業の提供に当たる。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

一 営業日 ※年末年始(12月30日から1月3日)は除く
月～土

二 営業時間

午前8時20分から午後5時20分までとする。

三 サービス提供時間

午前 9時20分 から 午後 4時20分

第4章 指定通所介護の利用定員

(利用定員)

第7条 指定通所介護の利用定員は、34人以内とする。

第5章 指定通所介護及び第一号通所事業の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(指定通所介護及び第一号通所事業の提供方法)

第8条 指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

第9条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供する。

2 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

第10条 指定通所介護及び第一号通所事業の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサ

ービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

第11条 指定通所介護及び第一号通所事業の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 指定通所介護及び第一号通所事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第12条 正当な理由なく指定通所介護及び第一号通所事業の提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な指定通所介護及び第一号通所介護の提供が困難と認めた場合は、他の指定通所介護事業者及び第一号通所事業者の紹介など、必要な措置を講じる。

第13条 指定通所介護及び第一号通所事業の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格及び要介護認定、要支援認定または事業対象者（以下「要介護認定等」という）確認の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。

2 前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、指定通所介護及び第一号通所事業を提供する。

第14条 指定通所介護及び第一号通所事業の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者には、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。

2 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

第15条 指定通所介護及び第一号通所事業の提供の開始に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

（指定通所介護の内容）

第16条 指定通所介護及び第一号通所事業の内容は次の通りとする。

- ① 日常生活上の援助
- ② 健康状態の確認
- ③ 個別機能訓練サービス
- ④ 送迎サービス
- ⑤ 入浴サービス
- ⑥ 食事サービス
- ⑦ 運動器機能向上サービス
- ⑧ 口腔機能向上サービス
- ⑨ 栄養改善サービス
- ⑩ アクティビティサービス
- ⑪ 相談、助言等に関すること

(指定通所介護及び第一号通所事業の利用料等)

第17条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準(第一号通所事業においては、市長が定める基準)によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスである時は、その1割または2割・3割の額とする。

2 利用料のほかに次の費用を実費徴収する。

一 食費 750円(おやつ代、飲み物含む)

二 オムツ代(デイパント207円、尿取りパッド31円)

三 その他(日常生活においても通常必要となるものの費用で、利用者に負担させるのが適当と認められるもの)

3 第1項及び第2項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 第1項の利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第18条 指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、法定代理受領サービス費の額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

第6章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第19条 通常の事業の実施地域は秋田市の区域とする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

(事故等防止)

第20条 利用者の送迎は、事故等防止のため従業者が玄関まで行う。

2 入浴時には床が濡れて滑りやすくなっているため、転倒防止に留意する。

(禁止行為)

第21条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

一 飲食物を持ち込むこと。

二 秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

三 指定した場所以外で火気を用いること。

四 けんか、口論などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第22条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、非難に関する計画を作成する。

2 非常災害に備え、年2回非難、救出その他必要な訓練等を行う。

第9章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第23条 利用者が、正当な理由なく指定通所介護及び第一号通所事業の利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、または偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する。

(勤務体制の確保)

第24条 利用者に対して、適切な指定通所介護及び第一号通所事業を提供できるよう、事業所の従業員の勤務体制を定める。

2 事業所の従業員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設ける。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回以上

(衛生管理等)

第25条 指定通所介護及び第一号通所事業に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分に留意するものとする。

2 感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じる。

(秘密保持)

第26条 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、事業所の従業員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

2 サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第27条 居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

(苦情処理)

第28条 提供した指定通所介護及び第一号通所事業に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

2 自ら提供した指定通所介護及び第一号通所事業に関して、介護保険法の規定により市町村が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じる他、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

3 指定通所介護及び第一号通所事業に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定通所介護及び第一号通所事業に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第29条 利用者に対する指定通所介護及び第一号通所事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、その措置の内容については記録するものとする。

2 利用者に対する指定通所介護及び第一号通所事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(緊急時等における対応方法)

第30条 従業者は、現に指定通所介護及び第一号通所事業の提供をおこなっている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の措置を講じる。

(記録の整備と保存)

第31条 事業所は、指定通所介護計画、提供したサービスの内容の記録、市町村への通知に係る記録、苦情内容の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第32条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他)

第33条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人正観会と指定通所介護及び第一号通所事業の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、平成17年11月1日より施行する。

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

この規程は、平成25年2月1日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年11月1日より施行する。

この規程は、平成30年5月1日より施行する。

この規程は、平成30年 7月1日より施行する。

この規程は、平成31年 2月1日より施行する。

この規程は、平成31年 4月1日より施行する。

この規程は、令和 1年 9月1日より施行する。

この規程は、令和 3年 4月1日より施行する。

この規程は、令和 4年 9月1日より施行する。

この規程は、令和 5年 4月1日より施行する。

この規程は、令和 6年 4月1日より施行する。

この規程は、令和 7年 1月1日より施行する。

この規程は、令和 7年 4月1日より施行する。